

# 岩手県 子ども医療費助成事業コード一覧表（令和3年4月1日現在）

- ◎ この表は、岩手県の各市町村が実施する子ども医療費助成事業の市町村コード、事業コード、1レセプト当たりの受給者負担限度額をまとめたものです。
- ◎ 現物給付(※1)の対象は、事業コードがグレー白抜きで表示されている範囲です。なお、現物給付の対象年齢は、**中学生以下**となっています。(全市町村共通)
- ◎ 自動償還払い(※2)の対象は、事業コードが黒文字で入力されている範囲です。
- ◎ 黒く塗りつぶされて事業コードの記載がない範囲は、現物給付又は自動償還払いの対象外ですが、窓口償還払い(※3)の対象となっている場合がありますので御注意ください。
- ◎ 連合会への提出締切日は、**毎月10日(必着)**です。なお、10日が土、日、祝祭日に当たる場合は、翌営業日の正午までとなります。

●**県単独事業の実施内容(県基準)** この範囲を超えて実施される事業は、市町村単独事業となります。

対象者	12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方(ただし、小学生は入院に限ります)
所得制限	児童扶養手当(一部支給)の所得制限限度額+80万円(扶養者2名の場合は、年間所得348万円以下の方が対象となります)
受給者負担	1レセプト当たり入院5000円まで、入院外1500円まで(ただし、受給者が3歳未満又は監護者が市町村民税非課税の場合は、受給者負担なし)

**岩手県国民健康保険団体連合会**  
 〒020-0025  
 盛岡市大沢川原三丁目7番30号  
 担当：審査課 福祉・療養費係  
 TEL 019-623-4328  
 FAX 019-623-4340

**受給者証番号** 第 〇〇-〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇 号

市町村コード 事業コード 受給者ごとの任意の番号

市町村名	入外区分	市町村コード	事業コード								1レセプト当たりの受給者負担限度額
			所得制限 県基準の範囲内				所得制限 県基準の範囲外				
			6歳(就学)	12歳(小6)	15歳(中3)	18歳(高3)	6歳(就学)	12歳(小6)	15歳(中3)	18歳(高3)	
盛岡市	入・外	01	10	60			60				【未就学】受給者負担なし 【小学生以上入院】2500円 【小学生以上外来】750円
宮古市	入・外	02	10	60	60		60		60		受給者負担なし 【高校生】宮古市内の医療機関のみ現物給付
大船渡市	入・外	03	10	60	60		60		60		受給者負担なし
奥州市	入・外	04	10	60	60		60		60		【未就学】受給者負担なし 【小学生以上入院】5000円(住民税非課税世帯は受給者負担なし) 【小学生以上外来】一部負担金の1/2
花巻市	入・外	05	10	60	60		60				【未就学】受給者負担なし 【小学生以上入院】2500円 【小学生以上外来】750円(住民税非課税世帯は受給者負担なし) 【高校生等】花巻市内の医療機関のみ現物給付
北上市	入・外	06	10	60	60						入院2500円 外来750円
久慈市	入・外	07	10	60			60※				受給者負担なし ※事業コード「60」は2歳まで
遠野市	入・外	08	10	60			60※				【未就学】入院2500円 外来750円 ※事業コード「60」は3歳まで 【小学生入院】5000円 【小学生外来・中学生】一部負担金の1/2
一関市	入・外	09	10	60	60		60		60		受給者負担なし
陸前高田市	入・外	10	10	60	60		60		60		受給者負担なし
釜石市	入・外	11	10	60	60		60				【未就学】受給者負担なし 【小学生以上】県基準通り
二戸市	入・外	13	10	60	60						【未就学】受給者負担なし 【小学生以上】県基準通り
八幡平市	入・外	17	10	60	60		60		60		受給者負担なし
滝沢市	入・外	18	10	60			60※				【未就学】入院2500円 外来750円 【小学生以上】県基準通り(住民税非課税世帯の小・中学生外来、中学生入院は上記受給者負担あり) ※事業コード「60」は2歳まで
雫石町	入・外	14	10	60	60		60		60		受給者負担なし
葛巻町	入・外	15	10	60	60		60		60		受給者負担なし
岩手町	入・外	16	10	60	60		60		60		県基準通り
紫波町	入・外	21	10	60			60				入院2500円 外来750円
矢巾町	入・外	22	10	60	60		60		60		入院2500円 外来750円
西和賀町	入・外	30	10	60	60		60		60		受給者負担なし
金ヶ崎町	入・外	31	10	60	60		60		60		受給者負担なし
平泉町	入・外	36	10	60	60		60		60		受給者負担なし
住田町	入・外	43	10	60	60		60		60		受給者負担なし
大槌町	入・外	45	10	60	60		60		60		県基準通り
山田町	入・外	48	10	60	60		60		60		【未就学】受給者負担なし 【小学生～高校生】入院2500円 外来750円 (小学生～高校生の住民税非課税世帯は受給者負担なし)
岩泉町	入・外	49	10	60			60				県基準通り
田野畑村	入・外	50	10	60			60				受給者負担なし
普代村	入・外	51	10	60	60		60		60		受給者負担なし
軽米町	入・外	54	10	60	60		60		60		受給者負担なし
洋野町	入・外	55	10	60	60		60		60		受給者負担なし
野田村	入・外	56	10	60			60				受給者負担なし
九戸村	入・外	59	10	60			60				受給者負担なし
一戸町	入・外	62	10	65	65		60				【入院】1日につき500円で5日を限度(2500円が限度) 【外来】500円 ※「65」は、住民税非課税世帯も上記受給者負担限度額あり

※1 現物給付とは、受給者等は医療機関等の窓口にて医療費受給者証を提示することにより、受給者負担額までのみを支払い、一部負担金から受給者負担額を差し引いた額は、医療機関等が市町村に対して請求を行うことで、医療費の給付を行う方法を行います。

※2 自動償還払いとは、受給者等が医療費助成給付申請書を医療機関等の窓口にて提出し一部負担金を支払った後で、市町村から、支払った一部負担金の額から受給者負担額を差し引いた額が後日受給者等の口座に振り込まれることにより医療費の給付を行う方法を行います。

※3 窓口償還払いとは、受給者等が市町村窓口へ直接領収書等を提出することにより医療費の給付を行う方法を行います。